



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 895 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 1
- 896 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 2
- 897 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 2
- 898 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 2
- 899 生活保護法による指定介護機関の変更 (")..... 3
- 900 指定一般相談支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 3
- 901 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 902 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 903 道路の供用開始 (")..... 4
- 904 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 4
- 905 " (警察本部)..... 5
- 906 " (")..... 6

○ 選挙管理委員会告示

- 79 政治団体の届出事項の異動の届出 6
- 80 政治団体の解散の届出 8
- *81 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 8

○ 公告

- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)..... 9
- " (")..... 9

告 示

和歌山県告示第895号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和5年7月18日指定した。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	最悪なこの世の裏常識	53456-35	コアマガジン
雑 誌	実話ナックルズGOLD Vol. 33	68548-74	大洋図書
雑 誌	特ダネTAB00!45 初夏のイイ女特盛号	ISBN978-4-89212-702-1	インテルフィン
雑 誌	芸能お宝最新特報BUZO0000N!!! Vol. 12	ISBN978-4-89212-700-7	インテルフィン
雑 誌	EX MAX! DELUXE 2023初夏特大号	65370-17	文友舎

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社エフサイズ	有田郡有田川町上中島715	訪問介護ようき	有田郡有田川町上中島715	訪問介護・介護予防訪問介護	令和5.5.31

和歌山県告示第897号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
御訪新7-05	株式会社TERADA	御坊市湯川町財部889	こころケアステーション和歌山	御坊市湯川町財部889	令和5.7.1
西訪新15-05	株式会社サンライズ	日高郡みなべ町塚353-3	訪問看護ステーションふらっと	日高郡みなべ町塚474-2	令和5.7.10

和歌山県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
田は新18-05	小川正人	めぐみ鍼灸整骨院（はり・きゅう） 田辺市高雄3-3-16	令和5.7.6
田柔新12-05	小川正人	めぐみ鍼灸整骨院（柔道整復） 田辺市高雄3-3-16	令和5.7.6

和歌山県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	令和5.5.8
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局川辺店	日高郡日高川町土生160-4の内	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	令和5.5.8
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	福岡県福岡市中央区大名二丁目9-23	令和5.5.8

和歌山県告示第900号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031400652	相談支援事業所やまかず	海南市七山772-43	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社やまかず福祉会	海南市七山772-43	令和5.8.1

和歌山県告示第901号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 善明寺北島線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市福島字向880番1地先から同市北島字新畑568番1地先まで	旧	8.19 } 11.79	155.42	
同上	新	9.00 } 23.81	155.42	

和歌山県告示第903号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 善明寺北島線

供用開始の区間 和歌山市福島字向880番1地先から同市北島字新畑568番1地先まで

供用開始の期日 令和5年8月1日

和歌山県告示第904号

令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政

令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
FLCS・富士通Japanコンソーシアム
（代表者）FLCS株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
（構成員）富士通Japan株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
- 5 落札金額
139,754,560円（うち消費税及び地方消費税の額12,704,960円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年3月17日

和歌山県告示第905号

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号

- 5 落札金額
69,854,400円（うち消費税及び地方消費税の額6,350,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月14日

和歌山県告示第906号

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
TC・OSSコンソーシアム
（代表者）東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
（構成員）オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
東京都港区港南二丁目3番13号
- 5 落札金額
167,970,000円（うち消費税及び地方消費税の額15,270,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月14日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日

自由民主党清水支部	森谷信哉	会計責任者	伊澤頼宣	堀川博道	令和 4.8.27
自由民主党和歌山県柔道整復師支部	岸田昌章	会計責任者	西岡正人	小原圭裕	令和 5.6.4
自由民主党広川町支部	谷口忠則	代表者	谷口忠則	柏吉久	令和 5.6.9
		会計責任者	金野努	梶野泰志	令和 5.6.9
自由民主党紀の川市支部	中西正人	会計責任者	西川直宏	田村武	令和 5.6.9
参政党和歌山支部	木下友希	会計責任者	雑賀俊行	林元光広	令和 5.6.18
自由民主党和歌山県柔道整復師支部	岸田昌章	会計責任者	尾藤何時夢	西岡正人	令和 5.6.24
自由民主党金屋町支部	殿井貞男	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町小川419	有田郡有田川町吉原295	令和 5.6.23
		代表者	殿井貞男	佐々木勝昭	令和 5.6.23
		会計責任者	椿原竜二	殿井貞男	令和 5.6.23
自由民主党九度山町支部	奥野敏郎	代表者	奥野敏郎	奥野恒太郎	令和 5.4.27
自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部	石田真敏	政治団体の名称	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部	自由民主党和歌山県第二選挙区支部	令和 5.7.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県柔道整復師連盟	岸田昌章	会計責任者	西岡正人	小原圭裕	令和 5.6.4
田辺市医師連盟	番浩	代表者	番浩	西川哲司	令和 5.6.8
		会計責任者	線崎博哉	辻聡一郎	令和 5.6.8
日本薬業政治連盟和歌山県支部	川腰満	代表者	川腰満	山本紀弘	令和 5.6.7
		会計責任者	山本紀弘	福住誠	令和 5.6.7
日本栄養士連盟和歌山県支部	畑中一浩	代表者	畑中一浩	田廣紀子	令和 5.6.10
和歌山県トラック事業政治連盟	阪本享三	政治団体の名称	和歌山県トラック事業政治連盟	和歌山県道路運送経営研究会	令和 5.6.16
		代表者	阪本享三	中嶋直人	令和 5.6.16

和歌山県柔道整復師連盟	岸田昌章	会計責任者	尾藤何時夢	西岡正人	令和5.6.24
かねのひでこ後援会	藤本靖成	主たる事務所の所在地	有田郡広川町大字広208番地の17	有田郡広川町大字広22の3番地	令和5.6.30
		代表者	藤本靖成	林鈴美	令和5.6.30
		会計責任者	花野常代	上川慶子	令和5.6.30
浮島とも子を支える会	柏木淳	代表者	柏木淳	木野十三	令和5.5.1
		会計責任者	水野保夫	柏木淳	令和5.5.1
門博文後援会	門博文	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 門博文、衆議院議員	令和5.6.30
和歌山県獣医師連盟	羽津豪人	代表者	羽津豪人	玉井公宏	令和5.7.7
		会計責任者	羽津豪人	小西英邦	令和5.7.7

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上富田町仁坂吉伸後援会	山下郁夫	令和5.6.20
税理士による岸本周平後援会	藤原光男	令和5.6.26

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第1項の表中

「 医療法人宝山会 白 浜 小 南 病 院 」	西牟婁郡白浜町3220番地	を
----------------------------------	---------------	---

「 医療法人宝山会 白 浜 小 南 病 院 」	西牟婁郡白浜町3220番地の9	に、
----------------------------------	-----------------	----

第6項の表中

「 医療法人弘仁会 介 護 医 療 院 ふ じ の 郷 」	和歌山市岡山丁71番地	を
--	-------------	---

「 医療法人弘仁会 介 護 医 療 院 ふ じ の 郷 」	和歌山市岡山丁71番地	に改める。
「 医療法人宝山会 白 浜 小 南 病 院 介 護 医 療 院 」	西牟婁郡白浜町3220番地の9	

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・3・113号岡田大野中線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市岡田字京出、山崎、幸徳庵、クツリ、ケチデン、山床、大手洗、楠田、ツバナシ、薬田
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和5年8月14日から同月28日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年8月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・5・102号黒江線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市黒江字北ノ町、小阪
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和5年8月14日から同月28日まで